

亀山市告示第195号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関を定める告示の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関を定める告示（平成29年亀山市告示第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関、 <u>同認定基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法を定める告示</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関を定める告示
第2 法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の	第2 法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の

<p>交付を受けたものとする。</p> <p>1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の<u>住宅の用途に供する部分</u>のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面</p> <p>[ (1) ~ (3) 略 ]</p> <p>[ 2 略 ]</p>	<p>交付を受けたものとする。</p> <p>1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の<u>住戸の部分</u>のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面</p> <p>[ (1) ~ (3) 略 ]</p> <p>[ 2 略 ]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。